令和８年度 第６回板倉区地域協議会 次第

日時：令和８年９月２９日(火)
午後６時～
場所：板倉区総合事務所
２０１・２０２会議室

１　開　　会

２　会長挨拶

３　報告事項
・ 上越市地域にぎわい事業補助金の評価及び地域ビジョンの作成等について

４　そ の 他

５　閉　　会

― 部　　会 ―

資料１

令和８年９月 15 日
（地 域 政 策 課）

上越市地域にぎわい事業補助金の評価及び地域ビジョンの作成等について

１　上越市地域にぎわい事業補助金

⑴　事業目的

持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動を支援する。

⑵　制度概要

「別紙 上越市地域にぎわい事業補助金パンフレット」のとおり

⑶　その他

本補助制度のほか、新たなまちづくりの担い手や団体の発掘を期待し、まちづくり活動の初動を支援する「にぎわいスタートアップ事業補助金」を検討中（募集開始予定：令和９年４月）。

２　上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について

当該補助金を活用する事業を採択するに当たり、地域自治区制度の趣旨や地域住民のニーズを踏まえ、地域にとって真に必要な事業を採択するため、地域の現状や課題を把握し将来像について議論している各地域協議会に対し、提案事業の評価について協力を依頼するもの。

「別紙 上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について」のとおり

３　地域ビジョンの作成について

これまで作成してきた「地域活性化の方向性」を基に、新たな地域づくりの指針となる「地域ビジョン」の作成を各地域協議会に依頼するもの。

「別紙 地域ビジョンの作成について」のとおり

資料２

令和８年９月 15 日

（宛先）板倉区地域協議会
会　長　小林　政弘　様

上越市長　小菅　淳一
（総合政策部地域政策課）

上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について（依頼）

当市では、地域活動への支援としてこれまで実施してきた「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の２つの制度の成果と課題を検証し、地域自治の趣旨やそれぞれの制度の良い点などを考慮しながら、地域協議会委員の皆様からのご意見を踏まえ、財源支援の仕組みを検討してきました。

この度、人口減少・少子高齢化の進行により、地域を支える担い手や資源が縮小する中、行政による全市的な活動はもとより、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動を更に実現することで、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを推進することを目指し、「地域にぎわい事業補助金」を創設しました。

当該補助金を活用し実施する地域活動の採択に当たっては、このような趣旨や地域住民の生活実感を踏まえ、地域にとって真に必要な提案事業を採択したいと考えております。

各区の地域協議会におかれましては、日頃から地域の現状・課題の把握に努め、地域の将来像やその実現に必要な取組等について議論を深めておられることから、同協議会の意見を踏まえた市の事業選定や地域活動の実現につなげていくため、提案事業の評価をお願いいたします。

記

１　評価の概要

⑴　評価方法

提案団体から提出された事業提案書を踏まえ、所定の基準に基づいて評価をお願いします。

⑵　評価基準

評価は、次の５項目に基づき行うものとします。

①　地域ビジョンへの適合性

※令和９年度については、各地域協議会が作成した「地域活性化の方向性」や、今後地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいかという観点を含めて評価をお願いします。

なお、地域ビジョンの策定については、別途、各地域協議会に依頼します。

②　地域への貢献度

③　多様な主体の参画度

④　活動の実現性・効率性

⑤　将来への発展性・期待度

次項あり

⑶　評価結果の取扱い

評価いただいた結果と各区の上限額を踏まえ、市が採択する事業を決定します。

２　スケジュール

令和８年 12 月 28 日（月）	提案事業募集締切
令和９年１月	事務局にて提案内容の検収・とりまとめ作業等
令和９年２月～3 月	各地域協議会にて評価
令和９年３月末	各提案団体へ採択通知書の送付・連絡
令和９年４月以降	各提案団体による申請手続き、事業実施、実績報告等

以上

【問合せ先】
板倉区総合事務所総務・地域振興Ｇ
TEL 78-2141（内線 123）
【制度全般について】
総合政策部地域政策課自治推進係
TEL 025-520-5672

資料３

令和８年９月 15 日

（宛先）板倉区地域協議会
会　長　小林　政弘　様

上越市長　小菅　淳一
（総合政策部地域政策課）

地域ビジョンの作成について（依頼）

人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える担い手が減少する中にあっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます大切になると考えています。

地域の様々な主体が連携し、各区固有の地域課題に対応していくためには、地域全体で目指す方向性を共有する指針の存在が重要と考えます。この指針は、課題解決に向けた取組の整理や実施のよりどころとなるとともに、地域の取組を次世代へ継承し、将来の担い手を考える上でも有意義なものと捉えています。

つきましては、これまで各地域協議会で作成された「地域活性化の方向性」を基に、新たな地域づくりの指針となる「地域ビジョン」の作成をお願いします。

１　主な用途

地域ビジョンは、次に掲げる取組等において活用されることを想定しています。

・地域協議会における自主的な審議のテーマ設定及び審議成果の明文化
・「上越市地域にぎわい事業補助金」における提案事業の検討及び評価
・地域運営組織の在り方の検討
・その他、地域における課題解決に向けた取組の整理及び実施

２　地域ビジョンの構成

・地域ビジョンは、以下の３項目を必須とします。

項目	内容
目指す地域像（地域のありたい姿）	・自分たちの地域をどうしていくか、どうなるとよいかについて話し合い、課題解決のための目標を設定する。
地域の現状（特徴・魅力・課題）	・地域の現状及び課題を把握し、地域が有する特徴や魅力（地域資源、産業、観光、子育て、社会教育、福祉など）の観点から整理する。 ※必ずしも網羅的に整理する必要はありません。地域として力を入れていきたい重要な分野に絞っていただくことも可能です。
対応方針（項目ごとの対応）	・各区の特徴を踏まえ、地域の活性化につながる観点から、地域の現状（特徴・魅力・課題）に対する対応方針を整理する。

次項あり

※留意事項

・必要に応じて、上記3項目以外にも記載することは可能です。
・各地域協議会の自主的審議のテーマ設定や意見書の内容を制限するものではありません。
・他の団体等が作成した既存の地域の計画等（まちづくり計画、農業振興に関する計画等）における活動を妨げるものではありません。
・地域ならではの視点による内容の作成は可能ですが、市全体の方針と合致しない取組等は、市の支援対象とならない場合があります。

3　作成（更新）手順

⑴ 各地域協議会において作成手順を検討し、令和9年7月までに作成してください。

・地域ビジョンの策定に当たり、関係する地域の団体に意見を聞くことは差し支えありません。
・地域ビジョンは市から地域協議会へ作成を依頼するものであることから、地域にぎわい事業補助金等を活用し、専門家へ作成業務を委託することはできません。

⑵ 既に地域で策定されている類似の計画等がある場合は、地域協議会委員の負担軽減や作業の簡素化、地域全体で進むべき方向性を共有するという趣旨を踏まえ、類似計画を十分に活用し、実質的に一本化していく対応を推奨します。

・これまでの自主的審議事項や地域で策定済みの各種方針（地域福祉活動計画等）を取り入れること、地域の団体と連携しワークショップ形式で意見を集約することも可能です。
・地域で作成済の方針（地域福祉活動計画等）を参考に取り入れる場合には、策定元の団体等にあらかじめ許可を得る必要があります。
・相互に協力して取り組むことで効果的に推進できる事項については、積極的な連携を図ることが理想です。

⑶　地域ビジョン策定以降、必要に応じて毎年度、見直しを行っていただくことも可能です。

4　作成・運用スケジュール

地域ビジョンの作成及び運用に係る直近のスケジュールは、以下のとおりとします。

時期	内容
令和8年9月～令和9年7月	地域協議会において地域ビジョンを作成
令和9年8月～令和9年12月	市ホームページで地域ビジョンを公開 令和10年度上越市地域にぎわい事業補助金の提案募集開始
令和10年2月以降	地域協議会において令和10年度上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の適合確認に活用

5　その他

既存の「地域活性化の方向性」は、「地域ビジョン」の作成をもって廃止するものとします。

【問合せ先】
板倉区総合事務所総務・地域振興G
TEL 78-2141（内線123）
【制度全般について】
総合政策部地域政策課自治推進係
TEL 025-520-5672